

## 配信課題Ⅲ-3(法規)

※禁無断転載・複製

※平成29年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

### 問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」に該当する。
2. 限界耐力計算において、建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力を、「損傷限界耐力」という。
3. 同一敷地内に建つ二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ300㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)において、当該建築物相互の2階部分の外壁間の距離が6mの場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
4. 木造、地上2階建ての一戸建ての住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当する。

### 問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定について、建築物の屋上部分である階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{10}$ の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。
2. 隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差の $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

3. 建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下の塔屋において、その一部に休憩室を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。
4. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

### 問題 3

建築物の用途変更に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないものとする。

1. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事完了届については、建築主事に届け出なければならない。
2. 木造、延べ面積400㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅の一部の用途を変更して、床面積100㎡の飲食店とする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 原動機の出力の合計が3.0kWの空気圧縮機を使用する自動車修理工場において、その建築後に用途地域が変更されたため、原動機の出力の合計が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについては、原動機の出力の合計を3.5kWに変更することはできない。
4. 延べ面積500㎡の共同住宅の用途を変更して、寄宿舎とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。

#### 問題 4

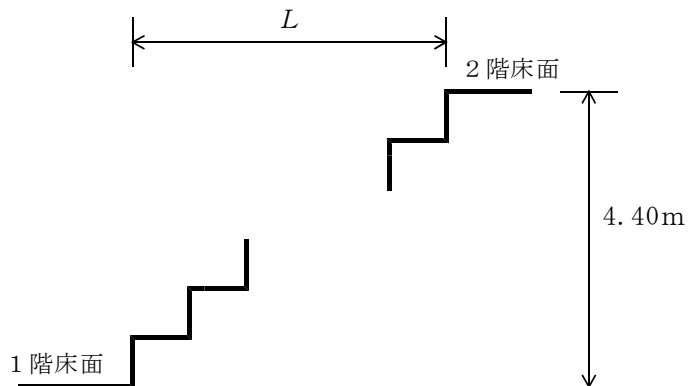
次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物である認証型式部材等であっても、確認済証の交付を受けなければならないものについては、工事を完了したときは、「建築主事等」又は「国土交通大臣等の指定を受けた者」の完了検査を受けなければならない。
2. 都市計画区域内における延べ面積 $200\text{m}^2$ 、鉄骨造、平家建ての事務所の大規模の模様替については、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築については、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 確認済証の交付を受けた鉄骨造、地上3階建ての建築物の計画について、当該計画の変更により建築基準関係規定に係る変更が生じる場合においては、原則として、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。

#### 問題 5

地上2階建ての事務所(2階の居室の床面積の合計が $300\text{m}^2$ )に屋内階段(直階段)を設ける場合、図の $L$ の値として、建築基準法に**適合する最小のもの**は、次のうちどれか。

1. 4.98m
2. 5.04m
3. 5.19m
4. 6.00m



## 問題 6

耐火建築物及び準耐火建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

1. 準防火地域内における地上3階建ての共同住宅の主要構造部について、その耐力壁である外壁に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない準耐火構造とした。
2. 準防火地域内における延べ面積1,000㎡、地上2階建ての事務所について、その主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を所定の構造とする準耐火建築物とした。
3. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における主階が2階にある地上2階建ての映画館で、客席の部分の床面積の合計が150㎡のものについて、その主要構造部を所定の基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものとした。
4. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における延べ面積2,500㎡、地上2階建ての学校の校舎について、主要構造部を木造の準耐火構造とした。

## 問題 7

避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。  
ただし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 体育館の体育室から地上に通ずる階段の部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
2. 延べ面積1,000㎡の地上3階建のダンスホールの階段の部分には、排煙設備を設けなくてもよい。
3. 地下街の各構えの居室の各部分から地下道(当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む。)への出入口の一に至る歩行距離は、40m以下でなければならない。
4. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、道に面する外壁面に、直径1m以上の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。

## 問題 8

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。  
ただし、避難階は地上1階とし、屋上広場はないものとする。また、「避難上の安全の検証」及び「防火区画検証法」は行われていないものとし、国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅において、各階に住戸(1住戸の居室の床面積の合計が50㎡)が5戸ある場合には、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
2. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内にある木造、延べ面積200㎡、地上2階建ての共同住宅は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
3. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が400㎡)においては、原則として、各階における避難階段の幅の合計を2.4m以上としなければならない。

4. 換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、原則として、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものとしなければならない。

## 問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の立地により異なる防火上の規制が適用される場合として、「特定行政庁が指定する区域」と「都市計画に定める地域」がある。
2. 耐火建築物の要件としては、「主要構造部に関する基準」及び「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に関する基準」に適合することが求められている。
3. 不燃性能は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後所定の時間、燃焼しないことや防火上有害な変形等を生じないことだけでなく、建築物の外部の仕上げに用いるものを除き、避難上有害な煙又はガスを発生しないことが求められる。
4. 高さが13mを超える病院においては、主要構造部である柱及びはり<sup>はり</sup>に木材を用いることはできない。

## 問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. エスカレーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)は、その踏段の幅を1.1m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離を25cm以下としなければならない。
2. エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして、所定の基準に適合する施錠装置を設けなければならない。
3. 耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積200㎡以内に区画された共同住宅の住戸の居室には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 未満の場合、排煙設備を設けなければならない。
4. 居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準において、機械換気設備の有効換気量(単位：m<sup>3</sup>/時)は、原則として、その「居室の床面積(単位：m<sup>2</sup>)」と「居室の天井の高さ(単位：m)」の積に、住宅等の居室にあつては0.5を乗じて計算した必要有効換気量以上でなければならない。

## 問題 11

コンクリートの強度等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. コンクリートのせん断の材料強度は、原則として、設計基準強度の $\frac{1}{10}$ である。
2. コンクリートの引張りの許容応力度は、原則として、せん断の許容応力度に等しい。
3. 軽量骨材を使用しないコンクリートの長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、異形鉄筋を用いた場合を除き、設計基準強度の0.7倍である。

4. コンクリートの短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、設計基準強度の  $\frac{2}{3}$  である。

## 問題 1 2

構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 許容応力度等計算において、屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度を超える場合においては、零とすることができる。
2. 限界耐力計算において、暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力が、当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめる場合、許容応力度等計算における風圧力によって生ずる力に1.4を乗じて計算しなければならない。
3. 許容応力度等計算において、木材の繊維方向の許容応力度は、積雪時の構造計算をするに当たっては、積雪時以外の数値に対して、長期に生ずる力に対する許容応力度については1.3を、短期に生ずる力に対する許容応力度については0.8をそれぞれ乗じて得た数値としなければならない。
4. 高さが60mを超える建築物の構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他所定の基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。



### 問題 1 3

建築物の実況によらないで、基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、建築物の条件と室の床の積載荷重として採用する数値との組合せとして、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。

	建築物の条件		室の床の積載荷重として採用する数値(N/m <sup>2</sup> )
	室の種類	基礎のささえる床の数	
1.	病室	7	1,000
2.	事務室	9	1,100
3.	公会堂の客席(固定席)	2	2,500
4.	自動車車庫	4	3,400

### 問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

1. 地区計画の区域内の特定高架道路等の路面下に設ける建築物は、主要構造部を耐火構造としなければならない。
2. 災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地は、道路に2 m以上接しなくてもよい。
3. 準都市計画区域に編入された際に現に存在している幅員4 mの道(地下におけるものを除く。)に2 m以上接している敷地には、建築物を建築することができる。
4. 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際に建築物が立ち並んでいる幅員1.8 mの道で建築基準法上の道路として指定するものについては、土地の状況に因りやむを得ない場合には、建築審査会の同意を得て、その中心線から水平距離1.2 mの線をその道路の境界線とみなして指定することができる。

問題 1 5

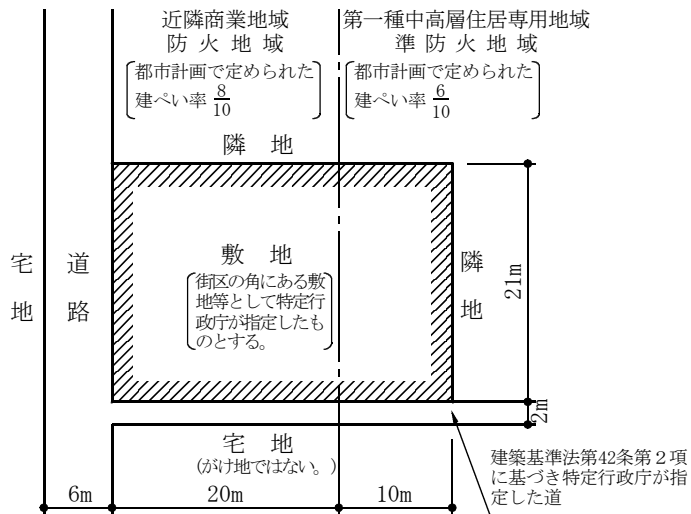
都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内の延べ面積150㎡、地上2階建ての学習塾
2. 準住居地域内の延べ面積500㎡、平家建ての自動車修理工場(作業場の床面積の合計が50㎡のもの)で、原動機の出力の合計が2.5kWの空気圧縮機(国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定するものを除く。)を使用するもの
3. 商業地域内の延べ面積800㎡、地上2階建ての日刊新聞の印刷所
4. 工業地域内の延べ面積5,000㎡、地上5階建ての場外勝舟投票券発売所

問題 1 6

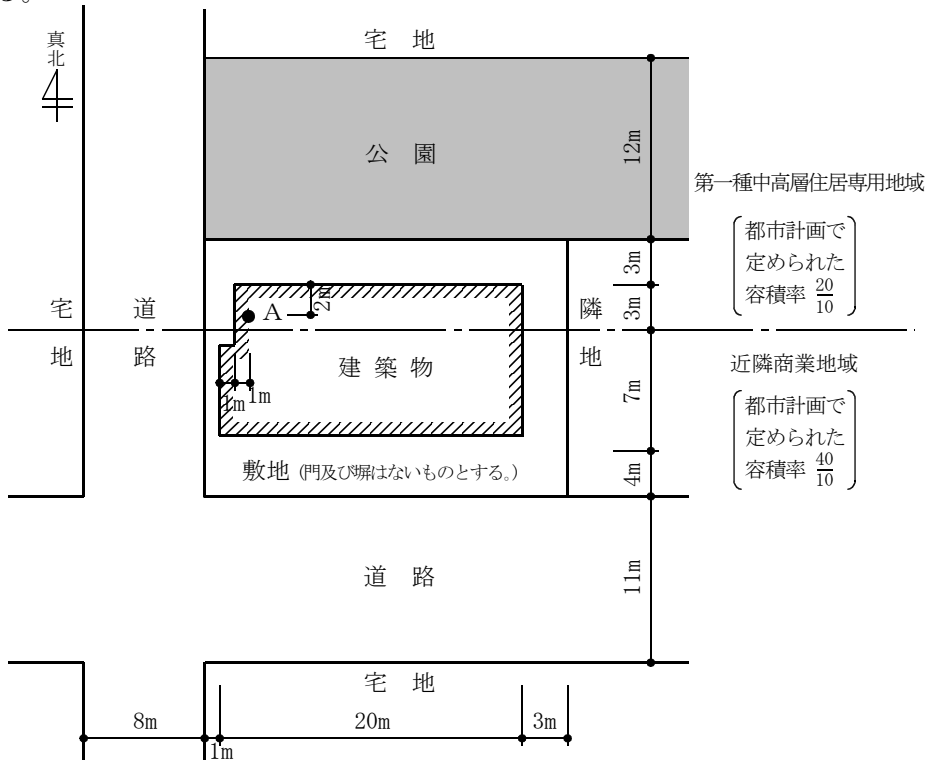
図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる**建築面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

1. 588 ㎡
2. 567 ㎡
3. 560 ㎡
4. 540 ㎡



問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地、公園及び道路との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 15.00m
2. 16.25m
3. 17.50m
4. 18.75m

### 問題 18

準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ2 mを超える門又は扉で、当該門又は扉が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
2. 延べ面積1,200㎡、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(各階を当該用途に供するもの)は、特定避難時間倒壊等防止建築物とすることができる。
3. 主要構造部が不燃材料で造られた延べ面積1,500㎡の機械製作工場は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
4. 延べ面積2,000㎡、地上2階建ての地域活動支援センター(各階を当該用途に供するもの)は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

### 問題 19

建築基準法における再開発等促進区等内の制限の緩和等の規定により、特定行政庁が、あらかじめ、建築審査会の同意を得て、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて**許可することにより適用除外となる**ものは、次のうちどれか。

1. 建築物の各部分の高さ
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限
3. 壁面線による建築制限
4. 建築物の容積率

## 問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の5階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。
2. 敷地が第二種中高層住居専用地域内に600㎡、近隣商業地域内に700㎡と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
3. 小学校の教室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積の算定に当たっては、用途地域等の区分に応じ、計算した採光補正係数を用いる。
4. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての主要構造部が耐火構造である中学校（避難階は1階）で、3階における居室の床面積の合計が200㎡である場合には、3階から1階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

## 問題 21

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士は、設計、工事監理、建築工事の指導監督等の委託者から請求があったときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。
2. 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、委託者及び受託者は、国土交通大臣が定める報酬の基準に準拠した委託代金で当該契約を締結するよう努めなければならない。
3. 延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
4. 建築士法の規定に違反して一級建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士の免許のみならず、二級建築士又は木造建築士の免許も受けることができない。

## 問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士が工事監理を行う場合、工事が設計図書のとおり施工されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおり実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主事に報告しなければならない。
2. 建築士は、建築基準法に違反したときは、免許を取り消されることがある。
3. 一級建築士が住所を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一級建築士であっても、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書にその旨を明らかにしなければならない。

## 問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
2. 一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に所定の講習の課程を修了した建築士でなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
4. 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準については、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、定めることができる。

## 問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区整備計画においては、建築物の容積率、建ぺい率、敷地面積、建築構造、建築設備等についての制限を定めることができる。
2. 開発許可を受けた区域内の土地においては、予定建築物の建築に関する確認済証の交付を受けた場合であっても、原則として、開発行為に関する工事と建築工事を同時に行うことはできない。
3. 市街化区域内において、専修学校の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が1,200㎡のものについては、開発許可を受けなければならない。
4. 市街化調整区域として都市計画決定された際、自己の業務の用に供する建築物を建築する目的で、土地の利用に関する権利者として都道府県知事等に所定の期間内に所定の届出をした者は、当該建築物の建築許可を受けることができる。

## 問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 図書館は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
2. 準耐火建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でした延べ面積600㎡の公会堂については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
3. 地階に設ける駐車場で、床面積が1,000㎡以上のものについては、原則として、排煙設備を設置しなければならない。
4. 住宅用防災警報器とは、住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。

## 問題 2 6

次の建築物を新築する場合、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない**ものはどれか。

1. 床面積の合計が60㎡の公衆便所
2. 床面積の合計が1,500㎡の病院
3. 床面積の合計が3,000㎡の共同住宅
4. 床面積の合計が5,000㎡の工場

## 問題 2 7

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者は、建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる建築基準法に基づく確認等所定の処分があった後でなければ、当該工事に係る建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。
2. 浄化槽法に基づき、市町村長は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者等に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
3. エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、建築物の建築をしようとする者は、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。
4. 都市計画法に基づき、都市計画区域については、都市計画に、駐車場法の規定による駐車場整備地区を定めることができる。



## 問題 28

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士は、建築基準法、建築士法等の規定に違反する行為について、相談に応じてはならない。
2. 建築基準法の構造耐力の規定に違反する建築物の設計を建築主が故意に指示し、それに従った設計が行われ、工事が施工された場合、当該建築主も罰則の適用の対象となる。
3. 法人である建築士事務所の業務として、その代表者又は従業員が、建築基準法の構造耐力の規定に違反する特殊建築物等を設計し、工事が施工された場合、当該法人は、1億円以下の罰金刑の適用の対象となる。
4. 一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、当該二級建築士は罰則の適用の対象となり、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象とならない。

## 問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建設業法」に基づき、建設業者は、注文者から請負代金の額が3,500万円の集会場の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてもよい。
2. 「景観法」に基づき、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画が、所定の規定に適合するものであることについて、市町村長の認定を受けなければならない。
3. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等について、引き渡した時から10年間の<sup>かし</sup>瑕疵担保責任を義務づけており、これに反する特約で注文者又は買主に不利なものは無効とされる。
4. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店等)を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、事務所を設置する都道府県ごとに、当該都道府県知事の免許を受けなければならない。

### 問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画法の開発許可の申請に当たって、一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有するものは、開発区域の面積が20ha未満の開発行為に関する設計に係る設計図書を作成することができる。
2. 建築物の工事中における安全上の措置等に関する計画の届出は、工事監理者が特定行政庁に対して行う。
3. 建物の売買における重要事項の説明は、宅地建物取引士が宅地建物取引業者の相手方等に対して書面を交付して行う。
4. 建築物の耐震改修の促進に関する法律による建築物の耐震改修の計画の認定の申請は、建築物の耐震改修をしようとする者が行う。